

第 19 号

令和 8 年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に
対する市町村負担金（地方財政法関係）について

令和 8 年度において熊本県が施行する都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業
及び砂防事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額（地方財政
法関係）を次のとおり定めることとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事 業 名	負担すべき金額
1 単県街路促進事業	工事費の 10 分の 1 に相当する金 額
2 街路整備事業（被災市街地復興推進地域内 の事業を除く。）	工事費の 10 分の 1 に相当する金 額
3 街路整備事業（被災市街地復興推進地域内 の事業に限る。）	工事費から国庫補助金額等を控除 した額の 10 分の 1 に相当する金 額
4 直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土 砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ 船専用岸壁を除く。）	工事費の 10 分の 1 に相当する金 額
5 直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土 砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ 船専用岸壁に限る。）	工事費の 20 分の 1 に相当する金 額
6 重要港湾改修事業	工事費の 10 分の 1 に相当する金 額
7 地方港湾改修事業	工事費の 5 分の 1 に相当する金額
8 港湾補修事業	工事費の 6 分の 1 に相当する金額
9 重要港湾環境整備事業	工事費の 10 分の 1 に相当する金 額
10 地方港湾環境整備事業（長洲港土砂処分 場整備に限る。）	工事費の 10 分の 1 に相当する金 額
11 急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事 業を含む。）（公共施設、避難関連又は災害 時要援護者に関連する事業で、かつ、大規模	工事費の 20 分の 1 に相当する金 額

斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれかに該当するもの)	
1 2 急傾斜地崩壊対策事業(総合流域防災事業を含む。)(公共施設、避難関連又は災害時要援護者に関連する事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれにも該当しないもの)	工事費の10分の1に相当する金額
1 3 急傾斜地崩壊対策事業(総合流域防災事業を含む。)(公共施設、避難関連又は災害時要援護者のいずれにも関連しない一般の事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれかに該当するもの)	工事費の10分の1に相当する金額
1 4 急傾斜地崩壊対策事業(総合流域防災事業を含む。)(公共施設、避難関連又は災害時要援護者のいずれにも関連しない一般の事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれにも該当しないもの)	工事費の5分の1に相当する金額
1 5 単県急傾斜地崩壊対策事業	工事費の3分の1に相当する金額
1 6 単県砂防事業	工事費の10分の1に相当する金額

(提案理由)

令和8年度において熊本県が施行する都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。